料金公告中、１．⑵②ロ㈠イ）のうち、
「道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の３第１項第13号」を「道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の３第１項第11号」に改める。
料金公告中、１⑵②ロ㈠イ）及びロ）のうち
「令和７年３月31日」を「令和８年３月31日」に改める。
料金公告中、１．⑵③に次の項目を追加する。
ハ　適用する期間
中日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。
料金公告中、１．⑵④のうち、
「④平日朝夕割引」を「④平日朝夕割引（マイレージ登録）」に改める。
料金公告中、１．⑵④ロ㈠ロ）ａのうち、
「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」を「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値（ただし、中日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。）。」に改める。
料金公告中、１．⑵⑤ロ㈠ロ）ａのうち、
「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」を「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値（ただし、中日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。）。」に改める。
料金公告中、１．⑵⑥イのうち、
「ただし、交通混雑期の交通の分散又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）付則第１条の２に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として」を「ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第１条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として」に改める。
料金公告中、１．⑵⑥ロ㈡ａのうち、
「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。」を「対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値（ただし、中日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。）。」に改める。
料金公告中、１⑵⑨のうち
「つくばスマート」を「つくば西スマート」に改める。
料金公告中、１⑵⑪のうち
「つくばスマート」を「つくば西スマート」に改める。
料金公告中、１．⑵⑪ロ㈡のうち、
「糸貫」を「本巣」に、「北勢」を「いなべ」に改める。
料金公告中、１．⑵⑰イのうち、
「ただし、交通混雑期の交通の分散又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）付則第１条の２に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として」を「ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第１条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として」に改める。
料金公告中、１⑵⑰ハのうち
「令和６年４月６日から同年11月30日」を「令和７年４月５日から同年11月30日」に改める。
料金公告中、１．⑵⑱から㉒を次のとおり改める。
⑱　深夜割引（マイレージ登録）
イ　割引をする自動車
①イに掲げる自動車のうち、午後10時から翌午前５時までの間（以下「深夜割引時間帯」という。）に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行する自動車。
ロ　割引率等
料金の額から、走行経路に基づく距離（以下「走行距離」という。）及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率（率を算出するための距離は、別添３に定めるインターチェンジ相互間のキロ程、別添５に定める一般有料道路等のキロ程、別添８に定める二輪車定率割引で用いるキロ程及び中日本高速道路株式会社が別に定めるキロ程（以下「深